

逗子小学校屋上太陽光発電設備撤去工事

共通事項及び特記仕様書

令和6年度

環境都市部環境都市課

第一節 共通事項

(工事の着手)

第1条 工事契約締結後、早期に監督職員と設計施工について打合せを行い、現場を確認のうえ工事を着工すること。なお、打合せ事項については必要に応じて議事録を監督職員に提出すること。

(疑義の解釈)

第2条 本工事は、逗子市財務規則に基づき別途特記仕様書、設計書及び添付図面によって行い、設計図面等に定める事項について疑義を生じた場合の解釈は、当該工事を担当する監督職員の指示に従わなければならない。

2 設計図書等で明記していない事項であっても、施工上必要なものがあつた場合は、発注者受注者で協議するものとする。

(法令関係の遵守)

第3条 受注者は、工事施工に当たり、工事に関する諸法規その他諸法令を遵守し、工事の円滑なる進捗を図ると共に、諸法令の運営適用は受注者の負担と責任において行わなければならない。

(施設の保全)

第4条 構造物を汚染し、またこれらに損害を与えた時は受注者の責任で復旧しなければならない。

(資格を必要とする作業)

第5条 資格を必要とする作業は、それぞれの資格を有する者が施工しなければならない。

(工事終了後の処理)

第6条 工事が完成した時、受注者は速やかに不要材料及び仮設物を処分若しくは撤去し、使用箇所等を清掃しなければならない。

(安全管理)

第7条 受注者は、工事の施工に当たっては常に細心の注意をはらい、労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）並びに関係法令を遵守し、公衆及び従業員の安全を図らなければならない。

2 工事中は所要の従業員を配し、現場内の整理整頓と安全作業に努めなければならない。

3 重要な工作物に接近して工事を施工する場合は、あらかじめ保安に必要な措置、緊急時の応急措置及び連絡方法について監督職員と協議し、これを遵守しなければならない。

4 火薬、ガソリン等の危険物を使用する場合には、保管及び取扱について関係法令の定めるところに従い、万全の方策を講じなければならない。

5 火薬類を使用し、工事を施工する場合は、あらかじめ監督職員に使用計画を提出しなければならない。

6 遠方、山囲、覆土、締切、排水等の仮設及び特に重要物を扱う足場は、堅固な構造としなければならない。

7 工事現場に工事関係者以外の立入を禁止するため、監督職員と協議のうえ、必要な措置を講じなければならない。

8 工事現場の秩序を保つと共に、火災、盗難等の事故防止に必要な措置を講じなければならない。

(工事写真)

第8条 受注者は、工事中の写真を撮影し、工事着手前、施工中、完成時の工程順に整理編集し、工事完了後写真帳（デジタルカメラ可）を提出すること。

- 2 工事看板には、部品名、工程、寸法等を記載すること。
- 3 使用材料、部品納入時及び埋没部は、監督職員の立会のもと撮影すること。

第二節 特記仕様書

- 1 工事名称 逗子小学校屋上太陽光発電設備撤去工事
- 2 工事場所 逗子市逗子4丁目2番45号(逗子小学校)
- 3 工期 契約の日から令和6年10月31日まで
ただし、現地作業期間は夏季休業開始日である令和6年7月26日から本格的作業開始し、8月26日までに逗子市工事検査員による現地工事完了検査を完了できるように工程管理を行うこと。
- 4 工事の目的
逗子小学校屋上に設置されている太陽光発電設備が老朽化により故障しているため撤去を行うもの。

5 撤去対象

項目	数量	備考
太陽電池	1式	167W×180枚(30kW)
架台	1式	
パワーコンディショナー	1式	パワーコンディショナー3台及び接続箱等
ケーブル、ラック、配電盤、データ収集装置等	1式	

6 工事内容

- (1) 分解
- (2) 搬出
- (3) 処分

7 工事計画

- (1) 受注者は、発注者と協議のうえ現地作業日程を取り決めるものとする。
- (2) 本工事における作業時間は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、停電を伴う作業については、学校への影響を最小限にするよう配慮すること。なお、8月13日(火)から16日(金)は学校閉庁日のため、原則休工とすること。
- (3) 新規柵及び門扉は特注品となるため、施工図を作成し、発注者の承認を受けた上で、材料を発注すること。
- (4) 逗子市教育委員会教育部教育総務課の行う屋上柵改修工事が同一工期内に予定されているため、調整をすること。
- (5) 音の出る作業及び一般の車両の通行を規制するような工事においては、近隣への周知を行うこと。
- (6) 資材搬入、搬出等で車両が校舎に近づく際は、車両誘導専任の誘導員を配置し、車両誘導

を行うこと。

- (7) 受注者は、施工に関し必要となる諸手続及び工程調整を遅滞なく行い、その都度発注者に報告すること。

8 完成図書

(1) 内容

完成図、実施工程表、工事写真、その他必要と思われるもの。

(2) 提出部数

2部（インデックス見出し付、フラットファイル又はパイプファイル綴込）
編集方法については、監督職員と調整すること。

9 廃棄物処分

工事により発生する各廃棄物については、受注者が関係法令に基づき適正に搬出及び処分しなければならない。

10 逗子市環境方針の遵守

受注者は、発注者の定めた逗子市環境方針を遵守し、環境に負荷を与えないように工事を施工しなければならない。

11 その他

- (1) 施工に当たり、施設、車両等に損害を与えた場合は直ちに監督職員報告を行うと共に、応急措置を行い受注者の責任において原状回復にあたらなければならない。
- (2) その他疑義が生じた場合には、発注者と受注者とで別途協議する。